

札の辻スクエア総合管理業務委託事業候補者選考委員会第
一次審査選考基準・採点表

一次審査(書類審査)		
候補者名		記入者

1 基本事項の評価【様式5～6】			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1)	資格要件 (取得資格)	・総合管理者及び業務責任者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。 (事務局が客観的視点により採点)						×2		10
(2)	専門技術力 (経験年数、実績)	・類似業務の実績を有しているか。 ・総合管理者及び業務責任者が求める経験や資格を満たしているか。 (事務局が客観的視点により採点) 例) 17～20pt 5点、13～16pt 4点、9～12pt 3点、5～8pt 2点、1～0pt 1点 ①事業者の同種業務の実績 11件以上 10pt、8件～10件 8pt、5～7件 6pt、2～4件 4pt 1件 2pt 0件 0pt ②総合管理者の同種業務の実績(総括管理業務責任者) 5件以上 5pt、4件 4pt、3件 3pt、2件 2pt、1件 1pt、0件 0pt ③業務責任者の同種業務の実績(業務責任者の平均) 5件以上 5pt、4件 4pt、3件 3pt、2件 2pt、1件 1pt、0件 0pt						×4		20
(3)	専任性 (手持ち業務量)	・総合管理者及び業務責任者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。 (事務局が客観的視点により採点) 例) 総合管理者が専任、業務責任者(5名以上)が専任 5点 総合管理者が専任、業務責任者(3名以上)が専任 4点 総合管理者が専任、業務責任者の専任がない 3点 総合管理者が他に1件以上(業務責任者の兼任は問わない) 2点 総合管理者が他に2件以上又は総額500万以上を兼任(業務責任者の兼任は問わない) 1点						×2		10
2 企画提案の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1) 実施体制の適格性 【様式7】										
ア	実施体制及び施設管理要員計画	実施体制及び施設要員計画が適切か。						×4		20
(2) 各管理業務 【様式8～12】										
ア	統括管理業務	総合管理者を中心とした業務を進めるうえでのポイントを押さえ、工夫した提案がされているか。						×6		30
イ	設備管理業務	設備管理業務の実施するうえでの、具体的な工夫、取組は評価できるものか。						×3		15
ウ	室内・保安警備管理業務	平時と緊急時における、案内・保安警備業務の取組と体制構築がなされているか。						×3		15
エ	清掃業務	施設の特性を踏まえた清掃方法と清掃員の育成に取り組む姿勢は評価できるか。また、清掃業務における新型コロナウイルス感染症対策についての取組は評価できるか。						×3		15
オ	駐車場・駐輪場管理、交通誘導業務	札の辻周辺の交通状況や機械式の駐車場、駐輪場という特性を踏まえた運営上の工夫や取組は評価できるか。						×3		15
(3) 緊急・災害時の対応 【様式13】										
ア	緊急・災害時の対応	事故や火災等の発生時の対応や、区や各施設と連携した防災訓練の実施など、総合管理の特性を生かした緊急・災害時の取組がなされているか。						×4		20
(4) 委託業務に係るサポート体制 【様式14】										
ア	委託業務に係るサポート体制	不測の事態や欠員を生じたときのバックアップ体制が整っているか。						×2		10
3 見積額の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1)	見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点) 例)事業規模が32,900万と示し、下限を事業規模の70%で設定 32,900万円 1点/29,611万円～32,899万円 2点/26,321万～29,610万 3点/23,031万～26,320万 4点/23,030万以下 5点						×2		20
審査合計点										200
加点項目 ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5% (小数点以下切上げ) を一時評価点に加点します。 ※事務局採点配点の満点の5%は15点なので、最大75点 (15点×5項目) 加点されます。							事務局採点配点の満点 (60点×5委員分)		300点	
ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証等に参加している事業者に、一次審査合計点の5%を加点 オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加点										
講評等 (ポイントとなった事項など)										